



平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 黒 田 博
(コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 松 田 毅
(T E L : 0 3 - 3 2 4 3 - 6 0 1 1)

中長期インセンティブ制度導入に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 26 日開催の取締役会において、当社および当社子会社の取締役および執行役員に対し、中長期インセンティブ制度として「業績連動型報酬」と「ストックオプション（新株予約権）」を組み合わせた下記の新制度を導入する方針を決定しましたので、お知らせいたします。本件に関しましては、平成 18 年 5 月 24 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に必要な議案について提案させていただく予定です。

記

・中長期インセンティブ制度導入の理由

当社は、今期（平成 19 年 2 月期）より新中期経営計画（Take Off Point 2007-2009：TOP9）に従い、事業展開を図っておりますが、このTOP9計画の達成に対する当社および当社子会社の取締役および執行役員の意欲と士気をより一層高めると共に、ストックオプションを利用し、株式への転換を可能にすることで、中長期的な株主価値の向上に資することを目的として導入するものです。

・中長期インセンティブ制度の概要

TOP9の最終年度（平成 21 年 2 月期）の計画数値である国内売上高 760 億円と当期純利益 75 億円（執行役員については営業利益 137 億円）の達成を条件として中期業績賞与を支給いたします。

受給者は、支給された賞与について、そのまま現金にて受け取るか、またはストックオプション行使資金に充当し、株式に転換するか、いずれかを選択できるものとします。

よって「中期業績賞与」と「ストックオプション（新株予約権）」を組み合わせる形となりますが、それぞれの制度について株主総会に付議する議案の具体的内容は以下の通りとなります。

1．取締役の報酬額改定の件

（1）変更の内容

当社の取締役の報酬額は、平成 17 年 5 月 26 日開催の第 55 回定時株主総会において、年額 3 億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）と決議され今日に至っておりますが、この確定金銭報酬に加え、平成 19 年 2 月期より 3 カ年の中期経営計画の達成を条件とするインセンティブとして「中期業績賞与」を取締役に支給することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、個別の具体的な支給金額、支給時期等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現在の取締役は 8 名であります。

（ 2 ）変更を相応とする理由

中期経営計画の達成に対する当社取締役の意欲と士気をより一層高めることを目的として、中長期的なインセンティブ制度を導入するものであり、中長期的な業績連動型報酬として適切なものであると存じます。

（ 3 ）「中期業績賞与」の要領と報酬額の具体的算定基準

平成 21 年 2 月期決算における当社の業績が、売上高（「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」による。以下同じ。）760 億円以上、かつ当期純利益 75 億円以上であった場合、平成 21 年 2 月末日の時点で現任の取締役に対して、平成 21 年 2 月期の当期純利益の 3.5% を上限に、平成 19 年 2 月期より平成 21 年 2 月期までの期間において当社または当社の関係会社の取締役もしくは執行役員の地位であった期間等に基づき取締役会が決定する報酬額を支給します。

2 . 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬は、平成 17 年 5 月 26 日開催の第 55 回定時株主総会において、年額 3 億円以内と決議され今日に至っておりますが、この確定金銭報酬に加え、会社法第 361 条の規定に基づき、以下の要領により、報酬として年額 2 千万円の範囲内で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります

なお、会社法第 239 条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定につきましては取締役会にご一任願いたく存じます。

ただし、本議案は「中期業績賞与」の株式への転換を可能にすることを目的に付与するものでありますので、本議案は、取締役の報酬額改定の件のご承認を前提とするものであります。

（ 1 ）取締役に対し新株予約権を発行する理由

平成 19 年 2 月期より 3 カ年の中期経営計画の達成を条件に支給する報酬である「中期業績賞与」の株式への転換を可能にし、中長期的な業績の向上に対する意欲と士気を一層高めることと、中長期的な株価の向上と報酬を連動させることにより、当社の企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役 8 名とする。

(3) 新株予約権の数

3,000 個

(4) 新株予約権発行の要領

新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 10 株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の発行日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値 (以下、「終値」という。) の平均値の金額 (1 円未満の端数は切り上げる。) とする。ただし、当該金額が発行日の終値 (当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。) を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

各新株予約権の発行価額

付与日においてブラックショールズモデルにより算定した価額とする。

新株予約権の発行価額の払込期日

次項に掲げる新株予約権の行使期間の初日の前日までとする。

新株予約権の行使期間

平成 21 年 4 月 15 日 (日本時間) から平成 21 年 5 月 29 日の銀行営業終了時 (日本時

間)までとする。ただし、当該日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日までとする。

当該新株予約権の行使により株式を発行する場合に資本に組み入れる額

行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使の条件

)新株予約権の一部行使はできないものとする。

)新株予約権を行使できる新株予約権の行使回数は権利行使期間を通じて1回に限る。

)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または執行役員でなければならない。

)新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の取締役である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ当期純利益が75億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。

)新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の執行役員である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ営業利益が137億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。

)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。

)その他権利行使の条件については、取締役会決議により決定する。

新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得し、これを消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

3. ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社執行役員および当社子会社取締役の長期的な株主価値の向上に対する意欲と士気を一層高めることを主眼に、会社法第236条、第238条、および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションの目的で当社の取締役を兼務しない執行役員および当社子会社取締役に対して新株予約権を無償で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、会社法第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定につきましては取締役会にご一任願いたく存じます。

(1) 特に有利な条件により新株予約権を割り当てる理由

当社執行役員および当社子会社取締役の中長期的な業績および株主価値の向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役を兼務しない執行役員および当社子会社取締役とする。

(3) 新株予約権の数

2,000 個

(4) 新株予約権発行の要領

新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権 1 個につき当社普通株式 10 株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の発行日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値 (以下、「終値」という。) の平均値の金額 (1 円未満の端数は切り上げる。) とする。ただし、当該金額が発行日の終値 (当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。) を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

1

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

新株予約権の行使期間

平成 21 年 4 月 15 日 (日本時間) から平成 21 年 5 月 29 日の銀行営業終了時 (日本時

間)までとする。ただし、当該日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日までとする。

当該新株予約権の行使により株式を発行する場合に資本に組み入れる額

行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

新株予約権の行使の条件

)新株予約権の一部行使はできないものとする。

)新株予約権を行使できる新株予約権の行使回数は権利行使期間を通じて1回に限る。

)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または執行役員でなければならない。

)新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の取締役である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ当期純利益が75億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。

)新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の執行役員である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ営業利益が137億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。

)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。

)その他権利行使の条件については、取締役会決議により決定する。

新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得し、これを消却することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以 上